

# 2020年オリンピック・パラリンピックの成功に向けた 区市町村支援事業実施要綱

26オ大管第555号  
平成27年4月1日

## 1 目的

この事業は、区市町村が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年大会」という。）開催決定を契機として実施するスポーツ振興や地域の活性化につながる事業（以下「対象事業」という。）を支援することにより、東京都（以下「都」という。）において、地域からオリンピック・パラリンピックの気運の醸成を図り、スポーツ振興などの各区市町村の地域レガシーにつなげることを目的とする。

## 2 実施主体

対象事業の実施主体は、区市町村とする。

ただし、区市町村は、この事業の交付の対象となる事業の運営を団体等に委託して実施することができるものとする。

また、事業の内容により、複数の自治体等が合同で実施することができるものとする。

## 3 対象事業

この事業は、地域の実情に応じて実施される次の事業を対象とする。

### (1) スポーツ振興等事業

区市町村が地域の特性に応じ主体的に取り組む次に掲げる事業から、区市町村が選択して実施するものとする。

#### ア 普及啓発等事業

区市町村が、2020年大会の開催気運を醸成し、地域のレガシーにつなげるために行う事業のうち、次に掲げる事業

(ア) オリンピック・パラリンピックの理解促進事業

(イ) スポーツの普及啓発事業

(ウ) 海外の来訪者の受入体制整備事業

#### イ 障害者スポーツ地域振興事業

区市町村が、身近な地域における障害者スポーツの振興を図り、障害者が継続的にスポーツを楽しめる環境を整備するために行う事業

## (2) スポーツ施設整備事業

都が推進する「スポーツ都市東京」の実現に向け、2020年までに都民のスポーツ実施率70%を達成し、スポーツ環境の充実・拡大を図るために区市町村が行う施設整備事業

### 4 補助期間

補助期間は、東京都知事（以下「知事」という。）が特に認める場合を除き、単年度とする。

### 5 実施方法

区市町村は、3に掲げる対象事業の中から選択し、事業を実施するものとする。なお、区市町村長は、事業実施後、知事に対し事業の実績を報告するものとする。

### 6 経費の補助

対象事業の実施に必要な経費は、都が別に定めるところにより予算の範囲内で補助するものとする。

### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、都が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。